

明科地域特定開発第2-3号に対する意見書の概要と市の見解について

意見書の概要	事業者の見解	市の見解
<p>計画地に隣接する道路は歩道が未整備であるが、近隣住民の遊歩道的な意味合いを持った生活道路であるため、施設設置は環境と景観を著しく害する。</p>	<p>事業用地に接する道路と事業用地を囲うフェンスとの距離は、地元説明会で出た要望を受けて2mとし、歩道設置の際に対応できるようにする。</p> <p>環境と景観については、架台の高さが3mで平屋一般住宅より低く、騒音や異臭を発生するものではないため、著しく害する施設とはならないと考える。また、パネル枚数が216枚であることから、規模的にも景観を大きく害するようなものではないと思われる。</p> <p>なお、計画地は地元の方に耕作してもらっている農地であるが、将来的に荒廃農地になってしまう可能性があり、そうになると地元住民に迷惑をかけてしまうことを憂慮して、開発計画を考えたところである。</p>	<p>周辺住民からの反対意見は、「田園景観との調和」や「災害発生により周辺住民に影響が出ないように配慮」といった指針に示す要件を含んでいる。</p> <p>事業者は、説明会や個別訪問等により周辺住民と意見交換を行い、周辺住民からの意見や要望に対して事業者として対応できる範囲で設計変更や説明を行っているが、それでも複数の周辺住民から反対意見が挙がっており、周辺住民と事業者との話し合いは平行線になっている状況である。</p> <p>景観や災害リスクを背景とする周辺住民からの反対の意向がなくなる以上、指針の「イ 周辺住民の理解が得られていること。」という要件を満たすとは言えないと考える。</p>
<p>太陽光発電施設の設置に伴う反射熱と光害はシミュレーションの想定を超える恐れがある。また、想定を超える自然災害が発生し、二次災害を誘発する恐れがある。</p>	<p>反射熱と反射光についての資料は先に地元自治会に提供したものであり、想定を超える事案が発生する確率は非常に低いと考えているが、そのような事案が発生した場合は、住民と事業者が共同で検証等を行い、設備改修等が必要と認められた場合は事業者側の責任と負担をもって実施する。</p> <p>自然災害の被害を確実に防止することは不可能であると思われるが、雨水排水設備については安曇野市の基準による浸透枿を設置することで、大雨時の排水能力を現状の農地より高くし、オーバーフローの危険性を現行よりも少なくする等の対策をすることで、二次災害の誘発を防ぐ計画としている。</p>	<p>計画地は土砂災害警戒区域に指定されており、土石流災害リスクが高いエリアである。</p> <p>事業者により災害に対する一定の配慮はなされていると思われるが、「一定の配慮をしたから、基本計画や技術基準に定める基準を超過してもよい」とは言い切れず、認定指針に定めのある他の要件を踏まえて総合的に判断する必要がある。</p>

意見書の概要	事業者の見解	市の見解
<p>太陽光発電は今後期待される最も有効な発電方法の一つであり、今後推奨されるべき発電方法であると思われるが、どんなに良い手法で設置しても住宅の多い地域の中に設置すると想定外の問題が発生しうるのではないか、という不安を禁じ得ない。周辺に住宅がある所にあえて設置するのではなく、住宅のないところに設置すべきと考える。</p>	<p>太陽光発電施設は安曇野市内でも多く建設されており、その中には住宅地内に建設されたものもあると認識している。そういった施設で立地に起因する問題が発生しているとすれば、具体的に示していただければ地元自治会や行政と協議をしていきたいと考えている。また、設置後に想定外のものを含めた問題が提起された場合は誠実に対応していく。なお、個別に訪問をして意見を伺った際に反対意見を強く主張される方はいなかった。</p> <p>最後に、本計画は各法令に基づいて立地が可能な箇所に建設するものであることを申し添える。</p>	<p>当市における太陽光発電施設の立地は、安曇野市土地利用基本計画に整合する、または特定開発事業の認定を受ける必要がある。計画地の基本区域は田園環境区域であるため、敷地面積が200㎡以下のものであれば基本計画に整合し、本計画のように敷地面積が200㎡を超えるものであれば特定開発事業の認定を受ける必要がある。</p> <p>特定開発事業の認定に際して、一般的に住宅から太陽光発電施設までの距離が近いほど住民の生活に与える影響は大きくなり、また住宅地の中に太陽光発電施設を設置する計画であれば、指針に示す周辺住民の人数が多くなるものと考え</p>